

信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いに関する規則 (平18. 4.18)

(目的)

第 1 条 この規則は、会員が信用取引に係る委託保証金を有価証券をもって代用するに際し、会員における独自の判断により、代用価格の計算における当該有価証券の時価に乗ずる率(以下「掛目」という。)を変更する又は当該有価証券を委託保証金の代用有価証券から除外する場合(以下「掛目の変更等」という。)の取扱いについて定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(法令・諸規則等の遵守)

第 2 条 会員は、掛目の変更等を行う場合には、この規則によるほか、金融商品取引法その他関係法令、諸規則等を遵守するとともに、投資者保護の観点からリスクに見合った合理的かつ適切な範囲で行わなければならない。

(掛目の変更等を行う事象の顧客への説明及び周知)

第 3 条 会員は、信用取引を初めて行う顧客に対し、あらかじめ、掛目の変更等を行う場合があることについて、その事象及び変更後の掛目の適用までの期間を例示するなどにより可能な限り具体的に説明しなければならない。

2 会員は、前項に規定する説明しなければならない事項について、書面の交付、店頭における掲示又は当該会員のホームページにおける表示等、適切な方法により周知しなければならない。

(掛目の変更等にあたっての顧客への通知)

第 4 条 会員は、掛目の変更等を行うことを決定した場合には、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ、顧客に対して通知しなければならない。

- 1 変更後の掛目(除外する場合は、その旨)
- 2 変更後の掛目の適用日(除外する場合は、その適用日)
- 3 変更理由(除外する場合は、その理由)
- 4 その他必要と認める事項

(掛目の変更等にあたっての周知期間)

第 5 条 前条第 2 号に規定する変更後の掛目の適用日(除外する場合は、その適用日)については、前条に規定する通知を行い、会員において規定した一定の期間を経過した後とする。なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから委託保証金としての適切な評価を行うことができないため緊急的に掛目の変更等を行う場合であっても、前条に規定する通知を行った日の翌営業日以降でなければならない。

(社内規則の制定等)

第 6 条 会員は、第 1 条から前条に掲げる内容について規定した社内規則を作成し、遵守するとともに、当該社内規則が適切に履行されているかについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行わなければならない。

付 則

- 1 この理事会決議は、平成18年5月18日から施行する。
- 2 決議3.に規定する顧客への説明は、この理事会決議の施行の際、信用取引に係る未決済勘定がある顧客については、施行日までの間に行うものとし、信用取引口座を開設しているものの、未決済勘定がない顧客については、当該顧客が新たに信用取引を行うときまでに行うものとする。
- 3 自主規制会議規則第12条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱う。

付 則（平19.9.18）

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

- (注) 1 本理事会決議を「理事会決議」から「自主規制規則」に改めるとともに、規則の名称を変更。
- 2 改正条項は、次のとおりである。
全体を条、項、号で表記。
第1条から第6条を改正。